

《 2022年度 》

立教大学校友会 データダイジェスト



「立教大学校友会」は同窓会として会員相互の親睦を図り 学校法人立教学院立教大学の発展に寄与する事が目的の任意団体で 1907年設立以来115周年を迎えます。
立教大学卒業でないし立教大学大学院修了者は 卒業・修了と同時に校友会員となります。
大学4年進学時に納入する終身会費（5万円）と 同じく任意で会員が随時納入する維持会費（3000円以上）で運営されています。

沿革

- 1874年 チャニング・ムーア・ウィリアムズ 築地に私塾（後の立教学校）開設
- 1907年 専門学校令による「立教大学」が認可
「立教学院校友会」設立
- 1910年 新キャンパス用地として池袋に1万7,000坪の土地購入
- 1918年 池袋キャンパスに移転
- 1921年 立教学院校友会館落成
- 1922年 大学令による大学に昇格
- 1939年 「立教大学同窓会」設立
- 1946年 初めての女子学生（4名）入学
- 1947年 立教学院校友連合会設立 立教大学体育会OBクラブ設立
- 1949年 新制大学の文学部・経済学部・理学部設置認可
- 1953年 立教大学同窓会報 「セントポール・ニュース」創刊
- 1954年 立教大学創立80年記念 同窓会員名簿発行
同窓会員募金により タッカーホール緞帳を寄贈
- 1956年 立教学院総合グラウンド 板橋「セントポールズ・グリーンハイツ」完成
- 1957年 同窓会より新入会員（新卒者）に記念品贈呈実施 立教大学同窓会レディスクラブ設立
- 1960年 立教大学同窓会を「立教大学校友会」と改称
現在のホームカミングデー「懇親会サンセットパーティ」開催
- 1962年 立教大学校友会 全国支部長会開催
- 1967年 校友会・大学幹部懇談会を初開催
立教学院校友連合会より 創立者ウィリアムズ主教銅像をチャペル横に建立寄贈
- 1971年 立教大学校友会より タッカー元総理胸像をタッカーホール前に建立寄贈
- 1977年 セントポールズ会館落成
- 1978年 立教大学校友会より 竣工9号館にグランドピアノ寄贈
- 1990年 立教大学校友会より 開校新座キャンパスに絵画「ばら」寄贈
- 2008年 異文化コミュニケーション学部開設により全10学部
- 2010年 第1回「新校友会員歓迎パーティ」開催
- 2012年 池袋図書館竣工
- 2013年 ポールラッシュ・アスレティックセンター（池袋）竣工
- 2014年 立教学院展示館完成 セントポールズ・フィールド（新座）完成
- 2015年 セントポールズ・アクアティックセンター（新座）竣工
- 2018年 立教池袋キャンパス100周年
- 2020年 人工知能科学研究科（AI研究科）開設

規模

会員総数 226,026名 (前年比+4,943名、+2.2%) ※物故者14,595名を含む。

卒業年号 明治 558名 (0.2%) 大正492名 (0.2%) 昭和91,663名 (40.6%)
 平成118,448名 (52.4%) 令和14,865名 (6.6%)
 男女構成 男性 141,452名 (62.3%) 女性 84,574名 (37.7%)

明治・大正卒 男性 1,050名 (100%) 女性 0名 (0%)
 昭和卒 男性 72,667名 (79.3%) 女性 18,996名 (20.7%)
 平成・令和卒 男性 67,733名 (50%) 女性 66,580名 (50%)

※主要他大学の会員総数 (2021年6月現在) ()内は立教を100とした場合の比較値

日大 1,198,260名 (542.0) 早稲田 659,646名 (298.4) 明治 572,306名 (258.9)
 中央 592,649名 (268.1) 立命館 376,839名 (170.5) 青学 373,459名 (168.9)
 同志社 340,000名 (153.8) 関学 251,473名 (113.7) 上智 139,091名 (62.9)

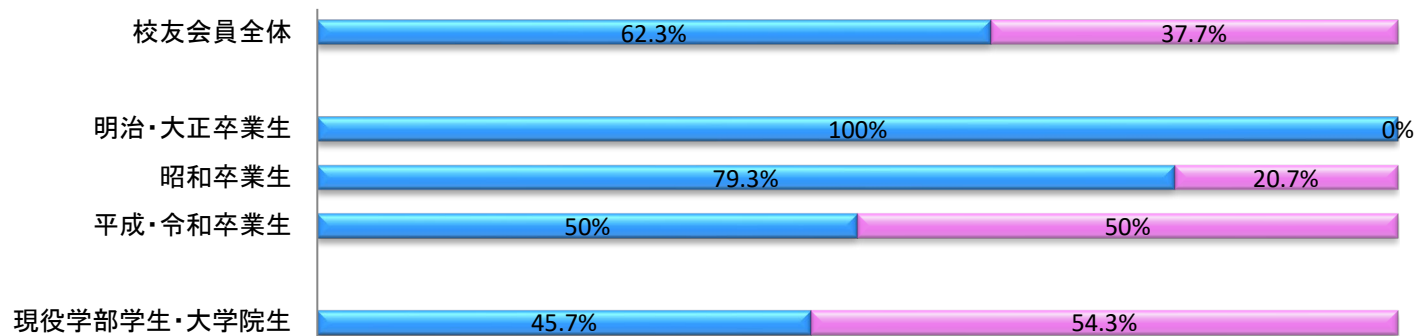
※現役学生数 20,242名 (学部学生19,089名、大学院生1,153名) 男性 9,260名 (45.7%) 女性 10,982名 (54.3%)

※2022年5月現在 ※2022年度入試志願者数 62,646名 (前年比-3,011名、-4.3%)

学部 10学部 池袋キャンパス (文学部、経済学部、理学部、社会学部、法学部、経営学部、異文化コミュニケーション学部)
 新座キャンパス (観光学部、コミュニティ福祉学部、現代心理学部)

男女構成比

■ 男性 ■ 女性



役員

会長1名／副会長15名／監事3名／委員長7名／副委員長23名／委員117名／代議員479名

「専門委員会」及び企画・立案・執行する担当事項

総務委員会

代議員会・会員総会の運営。
校友の集い・地域支部代表者会議およびその他の会合の運営。
ホームカミングデー・卒業おめでとう祝賀パーティ。

財務委員会

予算・決算。中長期財政計画。校友会各種資産の管理・運用（校友会積立資産・セントポールズ会館修繕等引当資産・将来計画積立資産）。会費納入の促進（終身会費・維持会費）。

会報委員会

校友会報「セントポール」の編集・発行。
「立教大学校友会活動報告」「立教大学校友会ハンドブック」「立教大学校友会のしおり」の編集方針。

会館委員会

セントポールズ会館の機能・維持運営。
セントポールズ会館の飲食サービスの内容。

企画委員会

校友会活動内容の活性化。校友会オリジナルグッズの作成・販促。
ホームカミングデー・卒業おめでとう祝賀パーティ。

組織委員会

地域・職域等を母体とする組織活性化。校友会本部と支部との関係強化。組織化に向けた会員把握。
企業・職域立教会交流会の企画、運営。

情報委員会

校友会ホームページの編集・管理。各支部ホームページ作成・管理の支援。
校友会メールマガジンのコンテンツ充実と編集・管理。
facebook等SNS活用方法と情報管理。

「代議員」
とその役割

479名（年度代表代議員405名・国内地域支部代表代議員59名
および採決に加わらない 海外地域支部代表代議員15名）※2022年4月現在
代議員は校友会活動の重要事項を審議決定する校友会運営の最高議決機関である「代議員会」
の主要メンバーです。（他の構成員は校友会幹部・専門委員）
校友会主催の各種プログラムへの積極的参加 校友会維持会費納入・学院大学の募金活動への協力
母校の発展に寄与する為の行事・学生援助活動への参加等 重要な役割を担います。

傘下団体

立教大学体育会OB・OGクラブ（約3万名）／立教大学校友会レディスクラブ（930名）

「地域支部立教会」

191支部（国内160支部／海外31支部）

「企業・職域立教会」

125支部（企業グループ91支部／職種業種30支部／クロスオーバー4支部（経営学部ALUMNI、
ビジネスデザイン立教会、立教グローバルソサエティ、立教大学新聞学会）

主な年間行事

4月	地域支部代表者会議・海外支部交流会
5月	定期代議員会・会員総会（前年度事業・決算報告他）
5月～11月	全国17地区校友の集い（2021年度は総長とのオンライン座談会を実施）
10月	ホームカミングデー
1月	大学幹部と校友会幹部の意見交換会 校友会奨学生採用選考
2月	企業・職域立教会交流会
3月	定期代議員会（次年度事業計画・予算案審議他） 卒業おめでとう祝賀パーティ
2・4・7・11月	副会長会
3・5月	幹部会

※2022年度行事は新型コロナウイルス感染状況に応じて変更があり得ます

保有資産

※2021年度決算値
流動資産

現金預金	¥185,606,000	
定期預金	¥977,000,000	
特定目的引当特定資産	¥216,045,402	（立教学院「立教大学セントポールズ会館維持運営特定資産」）
貯蔵品（切手）	¥20,017	
立替金	¥0	
校友会グッズ	¥9,642,611	

《総計》 ¥1,388,314,030

その他関連資産 建物 セントポールズ会館（鉄筋コンクリート2階建、延床面積568.136㎡）
 ※立教学院所有の固定資産
 ※1977年11月3日竣工、建設工事費97,574,250円に什器備品・募金経費・維持運営費などを加え、総額161,229,798円を立教学院へ寄付した。

大学助成金

※2021年度決算値
寄付

立教学院創立150周年記念募金	¥20,000,000	校友会予算およびホームカミングデー売上から拠出 校友会予算から2019～2023年度まで毎年2000万円計1億円拠出
体育会活動奨励金	¥27,503,642	2020年度まで毎年3,000万円拠出 （2021年度は第V期最終年度のため実費精算）
緊急奨学支援	¥35,000,000	
奨学金（総額）		
校友会奨学金	¥3,000,000	校友会奨学金選考委員会にて選考
校友会成績優秀者 留学支援奨学金	¥8,200,000	校友会成績優秀者留学支援奨学金選考委員会にて選考
外国人留学生奨学金	¥4,200,000	校友会外国人留学生奨学金委員会にて選考

《総計》 ¥97,903,642

現況と主な課題

- 女性会員参画比率
 - 女性幹部 11名（シェア22.4%）※副会長3名／専門委員会副委員長8名
 - 女性代議員 111名（シェア23.2%）
 - 女性地域支部幹部 34名（シェア9.3%）※会長11名／幹事長23名（前年度幹部34名）

- 若手（平成・令和卒業生）会員参画比率
 - 若手幹部 15名（シェア30.6%）※副会長4名、幹事1名、専門委員会副委員長9名
 - 若手代議員 162（シェア33.8%）
 - 若手地域支部幹部 79名（シェア21.6%）※会長20名／幹事長61名（前年度幹部43名）

- 支部休眠率
 - <参考> 地域立教会 地域支部代表代議員が選任されていない支部 29支部（シェア23.2%）
 - ※代議員選任対象地域支部 125支部（16地区+首都圏78+海外31）

企業・職域立教会
 ※企業・職域立教会 125支部（企業グループ91+職種業種30+クロスオーバー4）

- 会員住所捕捉率（2022年5月2日現在） **64.7%**（住所判明者数133,271名／非物故者数206,127名）※前年度64.9%

●維持会費納入

2017	2018	2019	2020	2021
5,697件	5,372件	5,303件	5,224件	5,824件
¥27,071,879	¥23,643,893	¥23,360,733	¥23,474,635	¥25,177,905
@4,752	@4,400	@4,405	@4,494	@4,323

2021年度総収入2億5,547万円の内、維持会費は2,518万円（シェア9.9%）。
 卒業生の2.83%（複数回納入者を含む）が納入。

- 総務委員会 (1) 代議員会・校友会員総会の運営（オンライン開催）についての検証を行う。
(2) 「2022年度立教大学校友会データダイジェスト」の作成および検証を行う。
(3) 校友会会則の検証を行う。
- 財務委員会 (1) 校友会予算・決算について今後に向けた検証を行う。
(2) 校友会維持会費増収策について「2021年度施策の検証」および「2022年度以降の対応策」の検討を行う。
(3) 維持会費芳名録の一部Web化を検討する。
(4) 校友会資産の活用および管理方法について見直しを行う。
(5) ホームカミングデー地域立教会のひろばについてオンライン販売を検討する。
- 会報委員会 (1) 若手・女性校友の校友会への参加・活性化に繋がる国内外の活動などの紹介。
(2) 大学の教育現場の紹介と学生の状況に寄り添った活動の広報。
(3) 各専門委員会活動と連携し、校友会ネットワーク・絆の紹介。
(4) 多様な情報発信への取り組み。
- 会館委員会 (1) セントポールズ会館の建物および設備に関わる全体を調査し、適宜修繕等を実施する。
(2) セントポールズ会館のレストラン運営会社との間で課題と対応策を検討する。
(3) セントポールズ会館の今後について、新たな機能や校友サービスを検討する。
- 企画委員会 (1) ホームカミングデー実行委員会の運営を行う。
(2) 若手校友で組織される次世代委員会をバックアップする。
(3) 校友会グッズの企画および販売促進策の検討を行う。
(4) コロナ禍における学生支援について企画実施を行う。
- 組織委員会 (1) 会員住所捕捉率の向上を図るための具体的検討を行う。
(2) 職域立教会の活性化
「企業・職域立教会交流会」プログラム内容の検討を行う。
(3) 地域立教会の活性化
2022年度に実施する地域立教会へのサポートの検証を行い、
次年度に向けた新たなサポート案を策定する。
(4) ホームカミングデー大福引大会の企画、運営を行う
- 情報委員会 (1) メールマガジンコンテンツの充実について引き続き検討を行う。
(2) 校友会ホームページへの各種情報掲載方法について引き続き検討を行う。
(3) 公式SNS（LINE、Instagram、facebook）運用について引き続き検討を行う。
(4) 今後の情報発信のあり方を、会報委員会とともに検討する。

《会則》

第 1 章 総則

- 第 1 条 本会は立教大学校友会と称する。
 第 2 条 本会は本部を東京都豊島区西池袋立教大学内に置く。
 第 3 条 本会は会員相互の親睦を図り、学校法人立教学院立教大学の発展に寄与することを目的とする。
 第 4 条 本会は前条の目的を達成するため代議員会の決議により必要と認められた事業を行うことができる。

第 2 章 会員

- 第 5 条 本会の会員は普通会員および特別会員とする。
1. 普通会員
 - (イ) 立教学校、立教大学校、大阪英和学舎、東京英語専修学校出身者および立教工業理科専門学校卒業者
 - (ロ) 立教大学卒業生および立教大学大学院各課程修了者
 - (ハ) 上記(イ)(ロ)のいずれかに在学した者で、会員の推薦に基づき代議員会において入会を承認された者
 2. 特別会員
 - (イ) 普通会員を除く立教大学の専任教職員で、入会を希望する者
 - (ロ) 本会のために特に功労ありと認められた者で、代議員会において承認された者

第 3 章 役職員

- 第 6 条 本会の役員は下記のとおりとする。
- | | |
|-------|---|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 5 名以上15 名以内 |
| 専門委員長 | 各専門委員会に 1 名 |
| 専門委員 | |
| 代 議 員 | ①年度代表代議員 原則として各卒業年度から 7 名以内 |
| | ②国内地域支部代表代議員 |
| | 首都圏（1 都3 県） 各地域支部会長またはこれに代わる者各 1 名 |
| | 首都圏を除く 16 地区（北海道、東北、福島、新潟、長野、山梨、茨城、栃木、群馬、静岡、中部、北陸、近畿、中国、四国、九州） 地域支部会長の中から互選による者各地区 1 名またはこれに代わる者各 1 名 |
| | ③海外地域支部代表代議員 海外地域支部各会長またはこれに代わる者各 1 名 |
| 監 事 | 2 名以上 5 名以内 |
- 第 7 条 本会は立教大学総長を名誉会長とする。
 第 8 条 会長および監事は代議員会が会員中より選任する。
 2 副会長および専門委員長は会長が会員中より任命する。
 3 専門委員は第 22 条の幹部会が会員中より任命する。

- 第9条 年度代表代議員候補者は、校友会長の諮問を受けて年度代表代議員候補者推薦委員会が協議し、校友会長に推薦する。
2 校友会長は前項の推薦に基づき年度代表代議員候補者を代議員会に提案し、代議員会は年度代表代議員を選出する。
3 国内地域支部代表代議員及び海外地域支部代表代議員は、各々所定の手続きを経て選出し校友会長に届け出る。
- 第10条 役員の選任および任命は、会員総会において報告しなければならない。
- 第11条 会長は本会を代表し、会務を統轄し、かつ会員総会および代議員会の議長となる。
2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3 監事は会計および財産の状況を監査するほか、幹部会に出席し会務の運営について意見を述べるができる。
- 第12条 本会は名誉会員、顧問および参与を置くことができる。
2 名誉会員は本会のために特に功労ありと認められた会員の中から幹部会が候補者を推薦し、代議員会の承認を経て会長が委嘱する。
3 顧問および参与は役員経験者の中から幹部会が候補者を推薦し、代議員会の承認を経て会長が委嘱する。
- 第13条 名誉会員、顧問および参与は会長より諮問を受けたときは、諮問事項につき代議員会において意見を述べるができる。
- 第14条 役員の任期は代議員を除き2年とする。ただし、代議員の任期は4年とする。
2 役員は任期満了後も後任者が決まるまでの間その任務にあたる。
3 役員の再任はこれを妨げない。
4 任期の途中で就任した役員の任期は残任期間とする。
5 国内地域支部代表代議員及び海外地域支部代表代議員は、代議員の任期に関わらず交替可能とする。
- 第15条 本会は会務運営のため事務局を置くことができる。

第4章 会員総会

- 第16条 会員総会は毎年5月に会長がこれを招集し、会務を報告しなければならない。
2 前項にかかわらず代議員会が必要と認めるときは、会長は臨時に会員総会を招集する。

第5章 代議員会

- 第17条 代議員会は第6条の役員をもつて構成する。ただし、海外地域支部代表代議員はその特性に鑑み代議員会出席義務は免除とし、採決には加わらない。海外地域支部代表代議員からの意見等については、代議員会においてその都度文書にて紹介する。
2 定期代議員会は毎年度5月、3月会長がこれを招集する。
3 第2項以外の代議員会は会長が必要と認めるときまたは、代議員総数の3分の1以上の請求により会長がこれを招集する。
4 定期代議員会を招集するには、会日より2週間前に各代議員に対し、その議案を示して招集の通知を発しなければならない。
- 第18条 代議員会は下記の事項を審議決定する。ただし、下記のうち(1),(2),(3),(6),(7)は定期代議員会にはからなければならない。
(1) 事業計画
(2) 収支予算
(3) 事業報告および収支決算報告の承認
(4) 立教学院評議員候補者推薦委員任命の承認及び同評議員となる者の選出
(5) 立教学院校友連合会理事の選任
(6) 代議員の選任
(7) 会長および監事の選任

- (8) 名誉会員、顧問および参与の候補者の承認
- (9) 幹部会の発議による専門委員会の設置および廃止
- (10) 会費の改定
- (11) 第5条第1号(H)および第2号の承認
- (12) 会員の除名
- (13) 第31条に基づく支部連合会の設置
- (14) 会則の改正
- (15) 会則に定めのない事項

第19条 代議員会の議決は出席代議員の過半数で行い、可否同数のときは議長がこれを決する。ただし会則の改正は出席代議員の3分の2以上の同意を必要とする。

第6章 専門委員会

第20条 本会は職能に応じ専門委員会を置くことができる。
2 専門委員会の設置および廃止は、幹部会が発議し代議員会が決定する。
3 専門委員会は専門委員をもつて構成する。

第21条 専門委員会の職務は下記のとおりとする。
(1) 事業を企画・立案し幹部会に提案すること。
(2) 代議員会が決定した事業計画に基づき、幹部会の指示により事業を執行すること。

第7章 幹部会

第22条 幹部会は会長、副会長および専門委員長をもつて構成する。

第23条 幹部会の職務は下記のとおりとする。
(1) 代議員会に提出する議案の審議決定
(2) 名誉会員、顧問および参与の候補者の推薦
(3) 専門委員会の設置および廃止の発議
(4) 専門委員の任命
(5) 本会運営上必要な事項の審議決定および必要に応じての代議員会への報告

第24条 幹部会は必要に応じて会長が招集する。

第8章 会計

第25条 本会の運営は原則として会費収入によりこれを行う。

第26条 本会の会費は終身会費及び維持会費とする。

第27条 本会は本会運営のため基本金をもつことができる。

第28条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第9章 支部連合会

- 第29条 会員は別に定める支部設立基準に基づき、地域別、職域別または職能別に支部（立教会、セントポールクラブ等）を作ることができる。
- 第30条 支部連合会は前条により作られた支部をもつて構成する。
- 第31条 本会は原則として各都道府県に支部連合会を1つ置く。ただし行政区画その他地域の事情により複数の支部連合会を置くことができる。
- 2 本会は職能その他特殊事情に応じ、別に支部連合会を置くことができる。
 - 3 支部連合会は支部連合会長が統轄する。
 - 4 会員は本章に定める支部連合会のほか、個人または団体の名称中に立教大学校友会支部連合会なる名称を使用してはならない。

第10章 雑則

- 第32条 幹部会および専門委員会の議決は出席者の過半数で行う。
- 第33条 代議員会における議決権の行使は書面または代理人によることはできない。
- 第34条 学校法人立教学院の評議員選出に関しては別に定める規則による。
- 第35条 会員がその住所、氏名、勤務先等を変更したときは、すみやかに本会に通知するものとする。
- 第36条 会員に本会および母校の名誉を毀損する所為があったときは、代議員会の決議により除名することができる。

附 則

本会則は2014年11月27日から施行する。

《創立者・歴代総長》

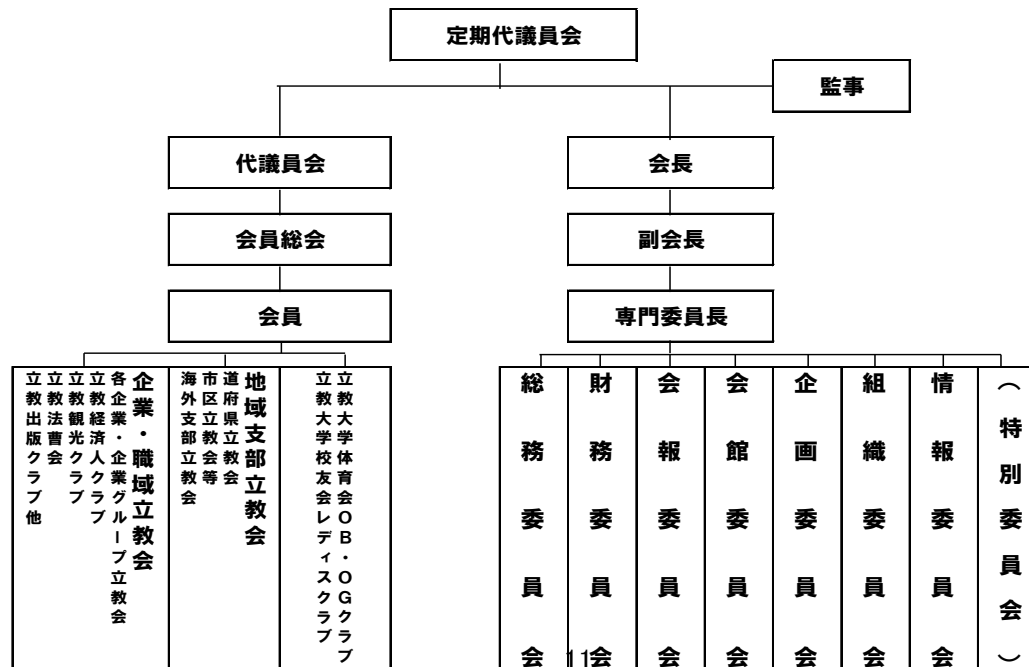
	氏名	在任期間
創立者	C. M. ウィリアムズ	
初代	C. S. ライフスナイダー	大14.1～昭15.10
2代	遠山 郁三	昭15.11～昭18.1
3代	三辺 金蔵	昭18.1～昭20.10
4代	佐々木 順三	昭21.6～昭30.6
5・6・7代	松下 正寿	昭30.6～昭42.2
8代	大須賀 潔	昭42.5～昭45.3
9代	佃 正昊	昭47.4～昭50.2
10・11代	尾形 典男	昭50.7～昭57.10
12代	高橋 健人	昭58.2～昭61.3
13・14代	浜田 陽太郎	昭61.5～平6.5
15代	塚田 理	平6.5～平10.5
16代	大橋 英五	平10.5～平14.5
17代	押見 輝男	平14.5～平18.5
18代	大橋 英五	平18.5～平22.3
19・20代	吉岡 知哉	平22.4～平30.3
21代	郭 洋春	平30.4～令3.3
22代	西原 廉太	令3.4～

《歴代校友会長》

氏名	在任期間
小林 彦五郎	明40～
杉浦 貞二郎	明42～
元田 作之進	大12～
松崎 半三郎	昭3～
平沢 三郎	昭14～昭22
岡野 正司	昭22～昭28
鈴木 泉	昭28～昭32
松下 正寿	昭32～昭34
松崎 一雄	昭34～昭50
大川 又三郎	昭50～昭54
砂田 重民	昭54～昭62
利光 達三	昭62～平6
松崎 昭雄	平7～平19
江草 忠敬	平19～平23
田尾 兵二	平23～平29
和田 成史	平29～

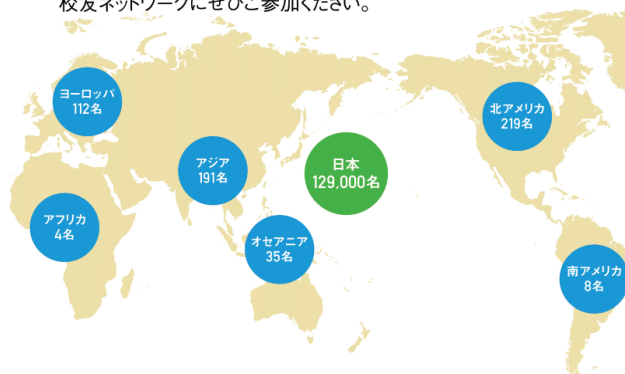
専門学校令大学時
校友会長

《組織図》



世界中に広がるネットワーク

世界中に広がる校友会。国内160支部、海外31支部の計191支部が活動しています。
校友ネットワークにぜひご参加ください。



地域立教会数

国内地域支部	160
海外地域支部	31
計	191

海外

569名
(0.4%)
計31支部

- 韓国立教会
- 台湾立教会
- 香港立教会
- 北京立教会
- 上海立教会
- 山西立教会
- バンコク立教会
- シンガポール立教会
- マレーシア立教会
- ジャカルタ立教会
- インド立教会
- ハノイ立教会
- サイゴン立教会
- ヤンゴン立教会
- カンボジア立教会
- メルボルン立教会
- シドニー立教会
- 西オーストラリア立教会
- カナダ立教会

北海道

762名
(0.6%)
計9支部

- オホーツク立教会
- 釧路立教会
- 十勝立教会
- 室蘭支部
- 旭川立教会
- 札幌立教会
- 小樽立教会

東北

2,186名
(1.7%)
計14支部

- 青森県 (213名)
- 青森立教会
- 八戸立教会
- 弘前立教会
- 大館立教会
- 秋田セントポールクラブ
- 秋田県南立教会
- 岩手県 (246名)
- 岩手立教会
- 宮城県 (534名)
- 宮城立教会
- 山形県 (295名)
- 山形立教会
- 鶴岡立教会
- 福島県 (621名)
- 福島立教会

関東

111,769名
(85.9%)
計75支部

- 群馬県 (1,325名)
- 前橋立教会
- 高崎立教会
- 太田立教会
- 桐生立教会
- 栃木県 (1,230名)
- 宇都宮・小山立教会
- 日光地区立教会
- 栃木市立教会
- 佐野立教会
- 足利立教会
- 茨城県 (2,211名)
- 茨城立教会
- 茨城県南立教会
- 千葉県 (13,208名)
- 千葉西部地区立教会
- 千葉セントポールクラブ
- 野田立教会
- 南房総立教会
- 市川・浦安立教会
- 成田立教会
- 船戸立教会
- 船橋立教会
- 柏セントポールクラブ
- 佐倉立教会
- 埼玉県 (20,546名)
- 埼玉立教会
- 熊谷立教会
- 桶川立教会
- 大宮立教会
- 春日部・岩槻立教会

- 会津立教会
- 郡山立教会
- いわきセントポールクラブ

- 浦和立教会
- 川口立教会
- 草加・越谷立教会
- 志木立教会
- 新座立教会
- 飯能立教会
- 東入間地区立教会
- 川越立教会
- 上尾立教会
- 蕨立教会
- 鴻巣北本立教会
- 戸田立教会
- 所沢立教会
- 足立立教会
- 豊島立教会
- 上野・浅草立教会
- 本所深川立教会
- 立川立教会
- 東京府中・調布立教会
- 中野立教会
- 日本橋立教会
- 練馬立教会
- 八王子立教会
- 港区セントポールクラブ
- アラカワ・セントポールズ・クラブ

- 横須賀立教会
- 湘南立教会
- 大和立教会
- 神奈川・座間立教会
- 厚木立教会
- 相模原立教会
- 小田原立教会
- 逗子葉山立教会
- よこはま青葉立教会
- 平塚立教会

中部

7,939名
(6.3%)
計30支部

- 新潟県 (817名)
- 新潟立教会
- 長岡立教会
- 上越セントポールクラブ
- 富山県 (331名)
- 富山立教会
- 石川県 (309名)
- 石川立教会
- 福井県 (134名)
- 福井セントポールクラブ
- 若狭セントポールクラブ
- 長野県 (1,241名)
- 長野立教会
- 上田立教会
- アルプセントポールクラブ
- 諏訪セントポールクラブ
- 飯田立教会
- 伊那立教会
- 軽井沢セントポールクラブ
- 山梨県 (564名)
- 山梨立教会
- 静岡県 (2,030名)
- 静岡支部連合会
- 熱海立教会
- 伊東立教会
- 沼津立教会
- 三島セントポールクラブ
- 清水立教会
- 富士・富士宮立教会
- 静岡セントポールクラブ

- 島田立教会
- 遠州立教会
- 岐阜県 (365名)
- 岐阜立教会
- 愛知県 (1,838名)
- 蒲郡立教会
- 東三河立教会
- 愛知セントポールクラブ
- 三重県 (310名)
- 三重立教会

近畿

2,357名
(1.8%)
計8支部

- 滋賀県 (112名)
- 滋賀立教会
- 奈良県 (188名)
- 奈良セントポールクラブ
- 和歌山県 (132名)
- 橋本立教会
- 和歌山立教会
- 紀南立教会
- 京都府 (296名)
- 京都立教会
- 大阪府 (898名)
- 大阪支部
- 兵庫県 (731名)
- 神戸セントポールクラブ

中国

1,348名
(1.1%)
計8支部

- 鳥根県 (84名)
- 鳥根セントポール会
- 岡山県 (253名)
- 津山立教会
- 岡山立教会
- 広島県 (617名)
- 広島立教会
- 山口県 (271名)

- 山口立教会
- 鳥取県 (123名)
- 鳥取県西部立教会
- 鳥取立教会

四国

690名
(0.5%)
計5支部

- 香川県 (189名)
- 香川立教会
- 徳島県 (121名)
- 徳島セントポールズクラブ
- 高知県 (158名)
- 高知立教会
- 愛媛県 (222名)
- 愛媛立教会
- 今治立教会

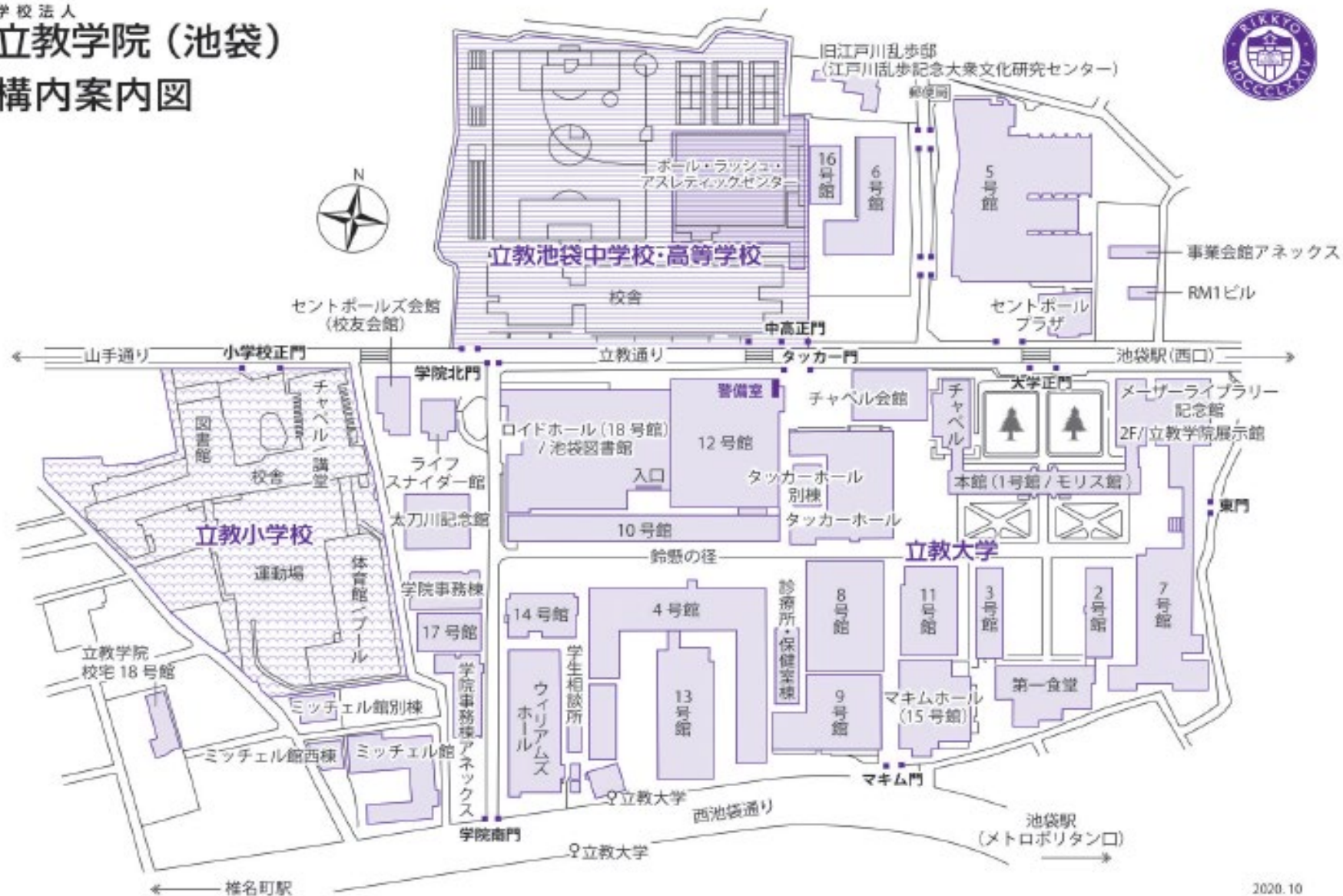
九州

1,949名
(1.6%)
計11支部

- 福岡県 (905名)
- 北九州立教会
- 福岡立教会
- 久留米立教会
- 佐賀県 (97名)
- 佐賀立教会
- 長崎県 (137名)
- 長崎立教会
- 佐世保セントポールクラブ
- 熊本県 (209名)
- 熊本立教会
- 大分県 (189名)
- 大分立教会
- 宮崎県 (132名)
- 宮崎立教会
- 鹿児島県 (169名)
- 鹿児島立教会
- 沖縄県 (111名)
- 沖縄セントポール会

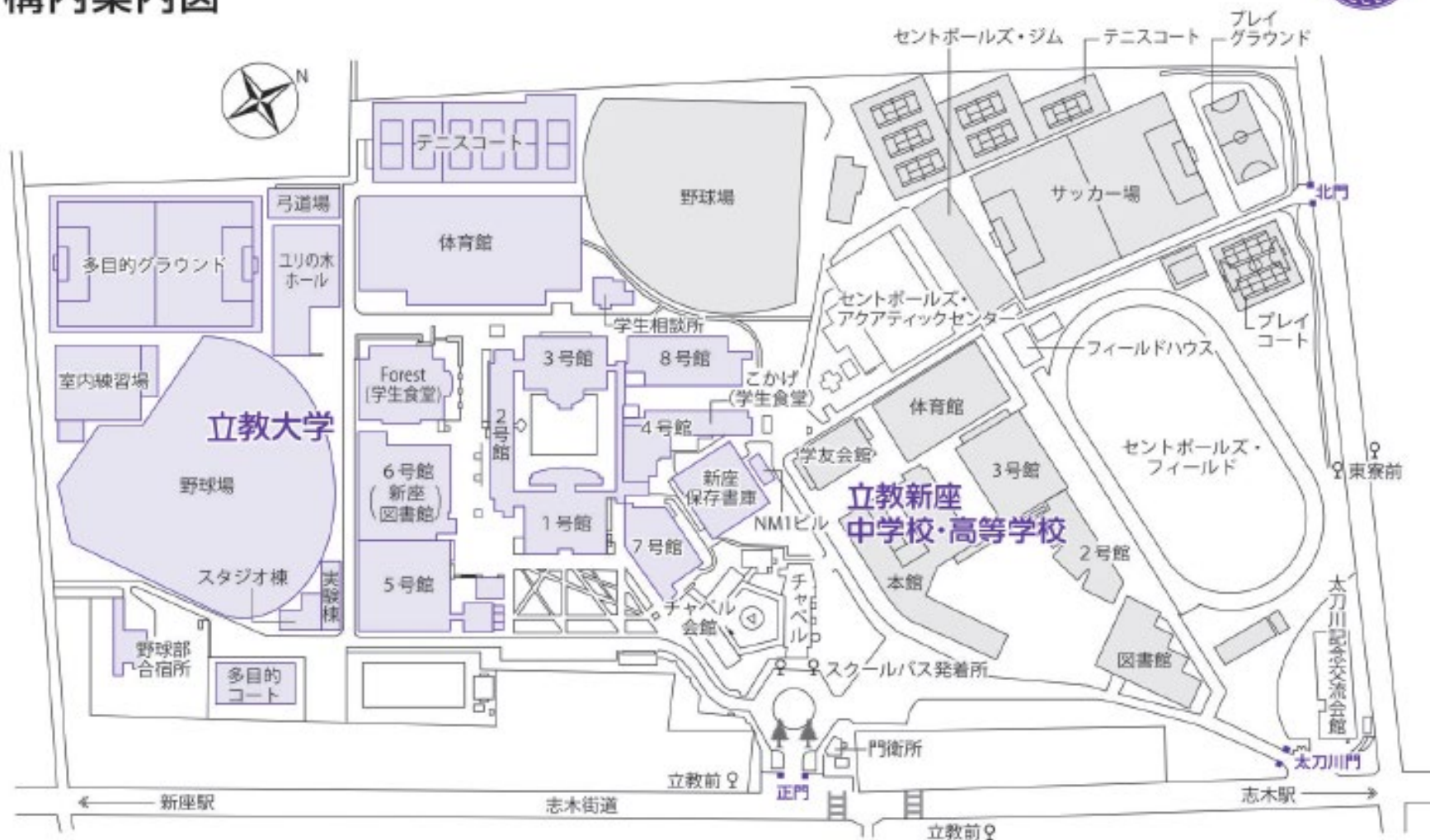
《キャンパスマップ》

学校法人
立教学院 (池袋)
構内案内図



2020.10

学校法人
立教学院（新座）
構内案内図



2020.10

5 14 2022 003